教育ひょうご
発行所 神戸市中央区中山手通４丁目10－8
兵庫県教職員組合
発行人 兵庫県教職員組合代表者 泉　雄一郎
編集人 森戸卓也
電話 050（3538）2346
１部７円　年定価280円
（組合員の購読料は組合費の中に含む）
2015/10・16
No. 1892

2面
・第55回養護教員部サマーセミナー記念講演
・兵政連だより　水岡俊一参議院議員

10月16日

兵庫県人事委員会

月例給・一時金とも2年連続となる引き上げを勧告

勧告要旨

●給与抑制措置の影響分を除いた公民較差（０・34％、１，４０５円）を基本
●給与抑制措置後の公民較差（試算）は（４・44％、１７，５０２円）
●一時金（ボーナス）０・１月分引き上げ（４・20月）（民間の支給月数は４・21月分）
●経過措置額（現給保障額）は「本県の実情を考慮し、適切に対応していく必要がある」
●給与抑制措置「引き続き段階的縮小が着実に実施されることを要請する」

10月16日、兵庫県人事委員会は知事及び県議会議長に対して「職員の給与等に関する勧告・報告」をおこなった。

この間、兵教組は組合員１人１通のジャンボハガキのとりくみ、各地区代表者による要請行動、９・29第１波統一決起集会、人事委員会事務局長交渉後の全支部からのＦＡＸ要請行動など、大衆行動を積み上げてきた。

10月13日におこなわれた人事委員長交渉

人事委員会は、**月例給**について「給与抑制措置の影響分を除いた公民較差を基本」として、その較差が１，４０５円（０・34％）と職員の月例給が民間給与を下回っていることから、民間給与との均衡をはかるため、引き上げ改定をおこなう必要があるとした。しかしながら、私たちは給与抑制措置（独自カット）により給与を減額されており、その較差として「職員給与が民間従業員給与を１７，５０２円（４・44％）下回っている」ことも報告でふれている。この較差こそが実質の公民較差であり、兵庫県の「第３次行財政構造改革推進方策」（第３次行革プラン）による私たちの痛みを表したものである。

一時金についても、本県職員の期末・勤勉手当の年間支給月数４・10月分に対し、民間事業所の平均支給月数は４・21月分と職員の一時金が民間給与を下回っていることから、民間給与との均衡をはかるため、一時金を０・10月引き上げ４・20月とした。なお、引き上げにあたっては、勤務実績に応じた給与を推進するため、引き上げ分を勤勉手当の６月期及び12月期で均等に配分することとした。しかし、一時金の引き上げが勤勉手当への配分とされたことは、育休者や非常勤職員等への配慮について課題が残ることとなった。

一方、２年連続の引き上げが勧告されたものの、本年４月から「給与制度の総合的見直し」が実施され、多くの職員が現給保障を受けていることから、給料表を引き上げても実際支給される額は増額しないため、民間給与との較差がなお残ることとなる。そのため、この較差を解消するために「公民較差の範囲内」において地域手当で対応することとした。地域手当での対応は、地域間格差の拡大でしかなく問題であることから人事委員会としての独自性を発揮し、あくまでも基本給での対応をもとめてきたことからは、不満が残る結果となった。

また、**「給与制度の総合的見直し」**に関しては、16年度において実施する事項として、地域手当についても「適切な措置を講じる必要がある」とした。これは、国同様、「総合的見直し」を「円滑」にすすめるものであり、納得できるものではない。

経過措置額（現給保障額）については、「給与構造改革」「総合的見直し」とも「国及び他の都道府県の動向も踏まえた上で、本県の実情を考慮し、適切に対応していく必要がある」と報告でふれられたことは容認できるものではないが、いずれも「本県実情」においても昨年から変更はないとした。

人事院が勤務時間の弾力化として勧告した**「フレックスタイム制度の拡充」**については「検討を進める必要がある」との報告にとどまった。**高齢期の雇用**については、雇用と年金の確実な接続として定年延長には言及されなかったものの、再任用制度において「フルタイムの活用」が言及された。引き続き早期の定年延長にむけた対応をもとめる必要がある。また、学校現場においては、少数職種はフルタイム再任用しかない現状がある。本人の希望を尊重するためにも、引き続き、少数職種の短時間再任用の早期実現等、教職員定数の枠外での再任用を含めた多様な働き方をもとめていく。

勤務環境の整備については「更なる事務の効率化を図るなど、超過勤務縮減にむけたとりくみを一層推進していくことが重要である」と報告した。また「教職員の職場環境改善とともに、教職員が児童生徒とゆとりをもって向き合う時間を確保」し「超過勤務の縮減にむけた実効性が上がるとりくみが強力に推進されるよう、引き続き、これらの対応を注視していく」と報告した。

８年にも及ぶ長期の**独自カット**については、これまで私たちが即時回復を強くもとめてきたにも関わらず、今回も中止の勧告とはならなかった。人事委員会は「人事委員会勧告制度とは別の観点から提案され、毎年度労使間で十分に協議された上で実施されているものである」という認識はこれまで同様としている。しかし、報告文の「おわりに」において、「08年から実施されてきた給与抑制措置は、職員の士気等に大きな影響を与えるもの」であり、「地方公務員法に定める給与決定の原則に基づく適正な給与水準が早期に確保されるよう、関係者が最善の努力を尽くされ、第３次行革プランにもとづき、引き続き、段階的縮小が着実に実施されることを要請する」との見解を引き出したことは、私たちの強い思いをふまえたものといえる。

対県確定闘争勝利にむけて

今後、県当局・県教委が、国（臨時国会等）や他の都道府県の動向、第３次行革プランの検証結果等を理由に、さらなる制度改悪を提起してくることも想定され、予断を許さない厳しいたたかいとなる。私たちは15年対県確定闘争勝利にむけ、各支部での要求実現集会を成功させ、県教育長宛「要求書」の完全集約、全分会からのはがき行動をはじめとした、よりいっそう強固な団結と闘争態勢を確立し、たたかいぬこう。

※詳細は教育ひょうご速報No.６参照

夏休みファミリーパズル当選者発表

夏休みファミリーパズルにご応募いただき、ありがとうございました。応募総数１０６通のうち、正解者の中から抽選で20名様に粗品をお送りいたします。

パズルの解答とともに、「今年は特に平和について考えさせられる機会が多い」「戦争の悲惨さを、私たちが語り継いでいかなければ」といった声や、書記局定時退勤日のとりくみの記事を読んで、ワーク・ライフ・バランスの重要性について改めて考えたこと等、多くのご意見・ご感想をいただきました。

今後もより良い紙面づくりをめざして参ります。よろしくお願いいたします。

（編集部）

当選者の皆さん

市川世津美（伊丹市）、鎌田美佐江（佐用町）、久崎正博（宍粟市）、黒地麻里（淡路市）、小松原公子（猪名川町）、竹内晶子（神戸市）、竹内知子（伊丹市）、武津聡子（明石市）、竹見静佳（篠山市）、谷由美恵（淡路市）、田ノ岡志委菜（伊丹市）、藤井敦子（宍粟市）、藤本久美子（加西市）、前奥恵子（宝塚市）、益子美智子（三田市）、宮崎奈津子（伊丹市）、森蔭尚徳（たつの市）、吉田貴美子（明石市）、吉田智美（太子町）、米原美佐子（神戸市）＝50音順、敬称略

★皆さんの感想やご意見をお待ちしております。

（こどもの詩と絵　第35集より）

「海の底へ行ってみよう」
洲本市洲本第三小学校　四年　亀山　裕一朗

公的年金にプラスし
年金共済で、ゆとりあるセカンドライフをめざしませんか？

現職の方は▶掛金月払い
◆月額5,000円から積み立てられます（1,000円単位）。
・ご契約後に増額・減額することもできます。
◆まとまった資金をその都度積み立てられる任意積立やあらかじめ決めた金額を積み立てられるボーナス積立制度もあります。
◆解約時には解約返戻金をお支払いします。（短期間での解約は返戻金が払込掛金を下回ります）
◆積み立てた原資をもとに、ご退職時に年金の受取り方法、金額を選べます。

ご退職の方は▶掛金一時払い
◆ご希望の年金額（月額１万円～６万円）、受取り方法に応じた掛金を一括払い。
受取り方法
前厚型　受取り当初５年間の備えを厚くしたい方に
逓増型　物価上昇等に備えて年金を増やしたい方に
定額型　公的年金に一定額を上乗せしたい方に
受取期間はそれぞれ10年・15年・20年・終身の中から選べます。
※定額型のみ５年確定年金を選ぶこともできます。

現職の方は無理のない金額でコツコツ。退職の方は退職金などのまとまった資金で！

ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）をご覧いただき制度内容をご確認ください。

教職員共済
資料請求 お問い合わせ は▶
教職員共済生活協同組合
兵庫県事業所
〒650-0004
神戸市中央区中山手通４丁目
10-８ラッセホール４Ｆ
電話（078）221-9730
FAX（078）221-1199
承 09-16-03（0911）

第55回養護教員部サマーセミナー 記念講演

学校生活における子どもの安全・安心の確保のために
―養護教員のみなさんに考えていただきたいこと―

住友剛さん

8月7日、第55回兵教組養護教員部サマーセミナーをラッセホールで開催した。全体会では、京都精華大学の住友剛さん（生活指導部会協力研究所員）による記念講演と、日教組の原美紀養護教員部長による中央情勢報告がおこなわれた。その後開催された3つの分科会（①「子どもの悩みや問題点にふれて」、②「子どもの健康権の確立について」、③「養護教員部運動の強化発展のために」）では、参加者による活発な討議がおこなわれた。

ここでは、記念講演の要旨を掲載する。

「人権教育」の土台としての安全・安心な学校

養護教員のみなさんから見て、「これってとっても危険なのでは？」と気になるような「学校現場の教育実践」や、「教育の条件整備の諸課題」に気づいたとき、養護教員としてどのような対応が可能だろうか。

学校生活における子どもの安全・安心の確保というテーマを、養護教員の仕事として考えれば、「学校保健安全法」の「学校安全」に関わる仕事になるだろう。かつての「学校保健法」に、08年の改正で「安全」の2文字が加えられた。これは、01年に起きた大阪教育大学附属池田小学校への不審者侵入事件の後、子どもの安全に関わる制度整備の必要性が認識され、法改正につながったものである。

ただ、単に子どもを守れば良いというわけではなく、今後はもう少しそこに人権教育の視点を加味して考えていくべきだろう。学校は基本的に一人ひとりの子どもの命を守り育てる場所であり、教育はその命を大事にしながら子どもたちの可能性を拓く営みである。そのことを前提にして考えれば、学校教育の場で子どもが事故や事件、災害に巻き込まれて命の危険を感じるようなことは、「子どもの命を大事にして可能性を拓く」とか「命を守り育てる」という観点から見ると対極のことになる。

学校に行ったらいじめられるとか、誰かに暴力を振るわれるという状態では、教室で安心して勉強できない。つまり、学習をする権利が侵害されていることになる。だから本当に人権教育が大事にしてきた学力保障や進路保障をおこなっていきたいのであれば、その一番の土台として、まずは安全・安心に通える学校をつくらなくてはいけない。

養護教員の目線で見えてくる 学校生活の安全・安心

では、人権教育や生活指導のとりくみと、養護教員の仕事とのつながりは何だろうか。

学校生活で子どもの安全や安心が脅かされるケースを例示する。

①学校事件・災害
②虐待、貧困
③学校事故（授業や特別活動中など）
④いじめ、暴力、迫害
⑤教職員の暴力（体罰）・暴言、ハラスメント
⑥その他

これを見ると、安全・安心が脅かされている子どもたちと日々保健室で向き合っているのが養護教員のみなさんであることがわかる。例えば学校不適応や、不登校、不就学の要因が、先の例示と重なるところがあるのではないだろうか。例えば、「なぜこんなに痩せているのだろう」とか、「なぜこの子の病気はいつまでも治らないのだろう」といったことに目をむけてみると、家庭が生活困難な状況であることが見えてくるかもしれない。

情報共有ができる 学校運営・職場環境

保健室に来る子どもの生活を注視すると、学校生活における子どもの安全・安心が脅かされているケースが見えてくる。運動会シーズンに捻挫や骨折が増えてきたら、それは子どもたちにとってハードルの高すぎる種目をさせているということを示しているのかもしれない。その場合は、保健体育の教員に指導のあり方を考え直してはどうかと伝えることも可能になる。

問題は、子どもの異変に気づいたときに、他の教職員や管理職にその話をつないできちんと対応するように話ができる環境かどうか。さらに、その人たちが動いてくれているかの確認ができるかがポイントである。

大津市中2いじめ自殺事件の調査委員会の報告書によると、亡くなる数日前、いじめられていた子どもへのいらだちや手を出したこと等、いじめていた側の子どもが保健室に来て話す内容から、養護教員が子どもたちの異変に気づき、学級担任に事実確認と指導をお願いしていたという。この

ようなケースは、養護教員と学級担任、さらには当該学年や生活指導担当の教員との連携のあり方が問われてくるであろう。

そして、これまで以上に、今後は養護教員の特性を生かして、教科教育や特活、部活の内容、生活指導や総合学習の中身に対して働きかけられるルートが必要だ。これは、養護教員の立場を尊重した学校運営や職場環境ができているかということも関係してくる。

学校教育の一番大事な役割は、一人ひとりの子どもの命を守り育て、その中で可能性を拓いていくということだ。その観点から、養護教員のみなさんが積極的に発言できるような雰囲気がつくられると、学校の本来あるべき姿に近づいていくのではないだろうか。

兵政連だより

第189回国会の暴挙を許さない！

水岡俊一
参議院議員

日頃から温かいご支援をいただき、心よりお礼申し上げます。

今年の通常国会は憲政史上に大きな汚点を残しました。委員会審議で採決を迎える時、多数決でそれを決することは当然です。しかし、この度の参議院平和安全特別委員会における強行採決は、委員会が再開されていない（委員長の宣言がない）段階で与党が委員以外の議員を乱入させ議場を騒然とさせる中で採決をおこなった訳で、全く正当性を欠く暴挙であったと言わざるを得ません。学校で政治について学習している児童・生徒たちに説明出来ないどころか、その映像を見せることすら憚りたくなる愚かな行為でした。

そして暴挙は国会が閉会した後も続いています。閉会後2週間が経過した先日、委員会議事録の速記録で「聴取不能」としていた委員長発言のところに「可決すべきものと決定した」との文言を勝手に追加して、議事録が作成されたのです。前代未聞の一方的な議事録改ざんがおこなわれました。

民主的な手続きを放棄した国会はその存在意義を失います。日本の議会制民主主義は崩壊してしまったと言っても過言ではありません。自公政権の暴挙を断じて許すわけにはいきません。国会を知性にあふれ節度のある立法府に戻し、国民の負託に応えうる「国権の最高機関」とするため、私たちは来年の参議院選挙を何としても勝ち抜かねばならないと強く思うところです。

一方この国会は、国民の政治意識に変化をもたらしました。国会の周りでSEALDsをはじめ、若者、ミドル、シニア、ママたちが、「憲法守れ」「集団的自衛権いらない」「屁理屈言うな」「安倍はやめろ」などと叫び続けていました。その叫びは全国に広がり300ケ所以上で集会やデモがおこなわれたことを、私たちは忘れてはならないし、その意味をしっかりと捉えておかねばなりません。

私は、街頭の活動、対話集会のとりくみ等を続けながら国民の声とともに歩み続けたいと思います。そして、日政連参議院議員・比例代表「なたにや正義（まさよし）」さんとともに議席を守り抜くため来年の参議院選挙にむけ懸命にとりくみます。

水岡俊一（みずおかしゅんいち）＝1956年兵庫県竹野町（現豊岡市）生まれ。三木市で教職につき、兵教組本部書記次長等を務める。04年の参議院議員選挙で初当選。現在2期目。

ラッセホール
秋 Autumn Plan
ご予算に合わせて選べる3つのプラン

9月1日（火）～11月30日（月） 11:00～21:00の間 《20名様以上 2時間制》

こちらのプランご利用のお客様全員
幹事様 1名無料！
（20名様から）

※写真はイメージです

3つの料理（メニュー）とフリードリンクの組み合わせ自由!!

A お一人様 ¥3,800
・秋刀魚のキウイソース
・スモークサーモン彩り野菜添え
・戻り鰹のたたき ポン酢ジュレ
・若鶏の煮込み グルノーブル風
・白身魚と帆立貝のグリル
・じゃが芋のチーズグラタン
・豚かつ巻寿司とバッテラ寿司
・昆布蕎麦（温）
・フルーツ＆デザート
・コーヒー

B お一人様 ¥4,900
・お造り二種 盛り合わせ
・海老とアボカドのサラダ
・炙りサーモン芥子酢味噌
・鶏の詰物ミント風味 長芋添え
・舌平目のフライ
・豚フィレ肉のムニエル 木の子ソース
・海老団子と栗麩の菊花餡かけ
・ミートボールのクリームソース煮
・にぎり寿司二種と太巻き寿司
・フルーツ＆デザート
・コーヒー

C お一人様 ¥6,000
・温かい鴨のサラダ茗荷添え
・お造り三種 盛り合わせ
・冷製すすきのパイ包み焼きトマトソース
・秋鯖と菊花の南蛮漬け
・オマールエビの蒸し物バターソース、イクラ添え
・蟹と野菜のクリーム煮の春巻き
・牛ロース肉のカットステーキ
・名残鱧の柳川風 松茸入り
・にぎり寿司三種と細巻き寿司
・損保乃糸の煮麺
・フルーツ＆デザート
・コーヒー

＋

A お一人様 ¥1,200
・ビール
・ジュース
・ウーロン茶

B お一人様 ¥1,700
・ビール
・焼酎
・ウィスキー
・ハイボール
・カクテル2種
・ジュース
・ウーロン茶

C お一人様 ¥2,300
・ビール
・焼酎
・ウィスキー
・ハイボール
・カクテル2種
・ワイン（赤/白）
・日本酒
・ジュース
・ウーロン茶

特典
ご予約時「教育ひょうごを見た」と伝えると下記の中から1つお選び頂けます。
・フリードリンクワンランクアップ
・お料理1品追加
・30分延長

＊料金には、会場費（2時間）、音響照明（マイク2本付）、消費税、サービス料が含まれます。

注意事項
※ご延長の際は30分毎に¥500の追加料金を頂戴いたします。
※当日人数が増えた場合はお飲物プラン料金に¥500の追加料金を頂戴いたします。
※記載メニューは食材の入荷状況により変更する場合がございます。
※記載プラン以外にも、ご予算に合わせたプランニングをいたしますのでご相談下さい。

■ご予約・お問い合わせは……ラッセホール宴会予約 078-291-1110（直通）

Lasse Hall
ラッセホール
TEL.078-291-1117（代表）
FAX.078-291-0333
〒650-0004
神戸市中央区中山手通4丁目10-8